

JGNロゴマーク使用基準

1 目的

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（以下「JGN」という。）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、もってJGNのイメージアップを図ることを目的とする。

2 図柄

ロゴマークの図柄は、以下のとおりとする。



3 使用できる者

ロゴマークを使用できる者は、JGNに所属する正会員に限るものとする。

ただし、協賛会員のうち、下記の「5 使用承認の申請」で承認された場合は、この限りでない。

4 使用の制限

次の事項に該当する場合は、ロゴマークを使用できないものとする。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及びJGNの理念に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) その他、理事長がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

5 使用承認の申請

- (1) 商品又は広告物等の製作のためにロゴマークを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書に必要な書類を添付して、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 理事長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対して、使用承認書を交付するものとする。
- (3) 使用承認にかかる申請書、承認書等の様式については、理事長が別に定める。

6 完成品の提出

ロゴマークの使用承認を受けた者は、使用承認に係る物品等の完成品を速やかに提出しなければならない。

ただし、完成品の提出が困難であると認められものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

7 使用上の遵守事項

- (1) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの変更など応用使用はしないこと。
- (2) 使用承認を受けた者は、承認された内容のみに使用すること。

8 違反等に対する取扱い

- (1) 理事長は、ロゴマークを使用する者が、この使用基準を遵守しなかったとき、その使用の差止め請求又は必要な指示等を行うことができる。
- (2) 差止め請求又は必要な指示等に従わない場合は、その使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、理事長はその責めを負わない。

9 事故、苦情等の処理

ロゴマーク等の使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

10 補 則

この使用基準に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、理事長が別に定める。